

健康 組合 使用 欄	9278 -				常務理事	事務(局)長	部長	課長	課長補佐	担当者
	資格取得日	令和	年	月	日					
	喪失予定日	令和	年	月	日					
	標準報酬月額	千円				下記のとおり、健康保険任意継続被保険者資格取得について申請があり、				
	納付方法	毎月・半期・一括				調査の結果法第37条に該当することが確認されたので、取得させたい。				

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

申請者記入欄	被保険者等 記号・番号	—				フリガナ						
						氏名						
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	性別	男・女	年齢	歳			
	住所	〒— 都府道県										
	電話番号 (日中の連絡先)	()										
	勤務していた 事業所	名称										
		所在地		都府道県								
	資格取得日	昭和 平成	年	月	日	資格喪失日 (退職日の翌日)	令和	年	月	日	資格確認書 発行要否	発行が必要な場合は チェックを記入してください。 <input type="checkbox"/> 発行が必要
	翌月以降の保険料の納付方法		<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得月の翌月以降の納付について、ご希望の方法を選択してください。 ・ 保険料の口座自動引き落としはできません。 ・ 振込手数料は、被保険者負担となります。 ・ 納付について、当組合より督促はいたしませんので、ご注意ください。 									
	<input type="checkbox"/> 毎月払い		<ul style="list-style-type: none"> * 毎月払いの納付期限は毎月10日となります。 * 納付書は当年度3月分までまとめてお送りします。 									
<input type="checkbox"/> 半期前納		<ul style="list-style-type: none"> * 前納保険料の納付期限は、任意継続の資格取得月の末日となります。喪失日および申請の 手続き時期によってはお受けできない場合があります。 * 保険料は年度を単位として、次の期間について前納することができます。 半期…4月～9月、10月～翌年3月の2回、一括…4月～翌年3月 年度の途中で任意継続となった場合は、取得月の翌月分から9月または次の3月分までの期間 * 半期前納を選んだ場合、後半期(10月以降)分の納付書は9月中旬に発送します。 										
<input type="checkbox"/> 一括前納												

*引き続き家族を扶養される方は、下記の異動届欄にも記入してください。

健康保険 被扶養者届

発行が必要な場合は
チェックを記入してください。

被扶養者の氏名	生年月日				性別	続柄	職業	資格確認書 発行要否
	月平均収入額							
フリガナ	昭和 平成 令和	年	月	日	男 女		円	<input type="checkbox"/> 発行が必要
フリガナ	昭和 平成 令和	年	月	日	男 女		円	<input type="checkbox"/> 発行が必要
フリガナ	昭和 平成 令和	年	月	日	男 女		円	<input type="checkbox"/> 発行が必要
フリガナ	昭和 平成 令和	年	月	日	男 女		円	<input type="checkbox"/> 発行が必要
フリガナ	昭和 平成 令和	年	月	日	男 女		円	<input type="checkbox"/> 発行が必要

※ 送付および問い合わせ先

〒101-0032
東京都千代田区岩本町1-11-11
東京金属事業健康保険組合 業務部
TEL 03 (3866) 2865

東京金属事業健康保険組合
受付

申請記入前に必ずご確認ください。

健康保険任意継続被保険者制度について

1. 任意継続被保険者となる要件

- ①資格喪失日（退職日の翌日）の前日までに、継続して2か月以上の被保険者期間があること。
- ②資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内（必着）に手続きをすること。
- ③75歳未満の方。*75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続被保険者となることはできません。

2. 資格喪失時に被扶養者であった方を引き続き被扶養者とする場合

申請書下段の「健康保険被扶養者届」欄に記入してください。新たに被扶養者を追加する場合は、この申請書とは別に『被扶養者（異動）届』に必要な書類を添えて提出してください。

※ 任意継続被保険者の資格取得手続きは、事業主から提出される資格喪失届手続き完了後となります。

<< 留 意 事 項 >>

- ① 任意継続被保険者として加入できる期間は最長2年間です。
 - ② この申請書が提出期限（資格喪失日から20日以内）を経過して提出されたときは、保険者が「正当な理由（天災地変、交通・通信関係のストライキ等）」により法定期間内に届け出ができなかったと認めた場合以外は受理できません。
 - ③ 初回保険料について
任意継続取得手続き完了後にお送りする納付書に記載された納付期限までに納付してください。初回保険料が納付されなかったときは、資格取得日に遡って資格取消となります。
 - ④ 保険料について
保険料は全額自己負担となり、原則在職時の2倍になります（40歳～64歳の方は介護保険料含む）。退職時の標準報酬月額と当組合の前年度9月末の平均標準報酬月額とを比べ、いずれか低い方の月額を用いて保険料を算出します（健康保険法第47条）。この保険料額は、収入による見直しはありません。
ただし、介護保険該当（40歳到達）・不該当（65歳到達）、保険料率・標準報酬月額の上限改定により変更になる場合があります。
 - ⑤ 任意継続被保険者は次の場合において、それぞれ掲げる日より資格を喪失します。
 - (1) 被保険者となってから2年を経過したときは、その日の翌日
 - (2) 被保険者が死亡したときは、その日の翌日
 - (3) 保険料を納付期限（毎月10日）までに納付しないときは、その日の翌日
 - (4) 再就職して、他の健康保険（協会けんぽ、健康保険組合等）の被保険者になったときは、その日
 - (5) 後期高齢者医療制度の被保険者になったときは、その日（75歳の誕生日）
 - (6) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たときは、申出書が受理された月の翌月1日※「国民健康保険に加入した」「ご家族の扶養に入った」等の理由で資格を喪失することはできません。
- ※資格を喪失した際は「資格喪失通知書」を発行しますが、喪失日前に発行することはできません。
- ⑥ その他
・住所や電話番号が変更になった場合は、変更届の提出が必要ですのでご連絡ください。

国民健康保険について

国民健康保険には、退職理由により保険料の軽減措置が設けられているため、当組合の任意継続保険料よりも安くなる場合があります。また、国民健康保険料は前年度の収入により決定されるため、退職後1年経過すると、国民健康保険料の方が安くなる場合があります。

国民健康保険料は、お住いの市区町村の国民健康保険の窓口にてご確認ください。

以上の留意事項を了承したうえで、任意継続被保険者の資格取得申請をします。

年 月 日

氏 名